

滝川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年1月28日(木) 15時31分から16時45分
2. 開催場所 滝川市庁舎3階301・302会議室
3. 出席委員(15人・議席番号順)

会長	木幡孝雄
会長職務代理者	又村克茂
委員	15名
4. 欠席委員(1人)
5. 議事日程
 - 1 会長あいさつ
 - 2 議事録署名委員の指名
 - 3 会期の決定について
 - 4 報告1 一般事務報告について
 - 5 報告2 令和7年滝川市農地賃貸借料情報について
 - 6 議案1 農地法第3条に基づく利用権の中途解約について
 - 7 議案2 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 8 議案3 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 - 9 議案4 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 10 議案5 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について
6. 農業委員会事務局職員

議 長	<p>(会長、挨拶の後)</p> <p>それでは只今から第 31 回農業委員会総会を開催します。</p> <p>本日出席委員は 15 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。</p> <p>議事日程 2 番、議事録署名委員は、議長において指名してよろしいですか。</p>
各 委 員 議 長	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>本日の議事録署名委員に 12 番 中村委員、13 番 本元委員を指名いたします。</p> <p>議事日程 3 番、会期の決定について、会期は本日限りとすることよろしいですか。</p>
各 委 員 議 長	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>会期は本日限りといたします。</p> <p>議事日程 4 番、報告第 1 号一般事務報告について、事務局に説明を求めます。</p>
説 明 員	<p>報告第 1 号一般事務報告について説明します。</p> <p>(報告第 1 号、資料により報告)</p>
議 長 各 委 員 議 長	<p>説明が終わりました質疑意見を求めます。</p> <p>(なしの声あり)</p> <p>なしということで質疑意見を終了いたします。</p> <p>報告第 1 号については、報告済・承認とします。</p>
説 明 員	<p>議事日程 5 番、議案第 1 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について事務局に説明を求めます。</p> <p>報告第 2 号令和 7 年度滝川市貸貸借料情報について説明します。</p> <p>昨年 1 年間の市内の貸貸借の状況を取りまとめましたので報告いたします。なお、極端に低額、もしくは高額に貸貸借されたものは集計から除いています。</p> <p>各地区の平均貸貸借料と旧標準小作料の比率ですが、「田」については滝の川東が旧標準価格の 101.5%で、最も高い値となっています。</p>

	<p>次に江部乙西が 97.3%、滝の川西が 91.7%、江部乙東が 91.5%、東滝川 90.9%、江部乙中 88.1%となっており、滝の川東を除いてほぼ全ての地区で旧標準小作料を下回っています。また畑については、平均 2,793 円で昨年から 299 円上がっている状況です。</p> <p>各地区の賃貸料の最高額と最低額ですが、江部乙東地区で最高額 5,600 円、さんからさん他 5 件です。最低額 4,000 円、さん他 2 名からさんです。</p> <p>江部乙中地区で最高額 8,000 円、さんからさん他 3 件、最低額 5,000 円、さんからさん他 1 件です。</p> <p>江部乙西地区で最高額 11,500 円、さんからさん他 20 件、最低額 5,800 円、さんからさんです。</p> <p>滝の川東地区で最高額 9,000 円、さんからさん、最低額 4,000 円、さんからさんです。</p> <p>滝の川西地区で最高額 9,000 円、さんからさん他 1 件、最低額 7,000 円、さんからさんです。</p> <p>東滝川地区で最高額 11,000 円、さんからさん他 1 件です。最低額 8,000 円、さんからさんです。</p> <p>一般畑で最高額 3,000 円、さんからさん他 9 件です。最低額 1,000 円、からさん他 1 件です。</p> <p>西滝川地区は、今年度はありません。以上です。</p>
<p>議 長 各 委 員 議 長</p>	<p>説明が終わりました。質疑意見を求めます。</p> <p>(なしの声あり)</p> <p>質疑・意見を終了します。報告第 2 号については、報告済・承認とします。</p>
<p>説 明 員</p>	<p>議事日程 6 番、議案第 1 号、農地法第 3 条に基づく利用権の中途解約について事務局に説明を求めます。</p> <p>議案第 1 号、利用権の中途解約の届出について説明します。</p> <p>今月は 1 件です。</p> <p>1 番、江部乙町 番、さんとさんの農地法第 3 条使用貸借の解</p>

	<p>約です。</p> <p>議案第4号5条転用に伴う解約です。</p> <p>本案件は、合意解約がなされており、貸借の解約が成立していると認められることからよろしくご審議のほどお願いいたします。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑意見を求めます。</p>
各委員	<p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>なしということで質疑意見を終了いたします。</p>
各委員	<p>議案第1号について、原案のとおり可とすることによろしいですか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>議案第1号について、原案のとおり決定とします。</p>
説明員	<p>議事日程7番、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局に説明を求めます。</p> <p>議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。今月は、6件です。</p> <p>1番、江部乙町 番 他2筆、地目「畑」、2,709 m²、「畑」、さんから さんへの贈与です。議案第5号であつせんした農地の西側の隣地で、この農地は飛び地で地目が農地でなかったり、農地の中に雑種地が入る等中間管理事業で売買するには適当でないことから3条で売買するものです。</p> <p>2番、江部乙町 番 他7筆、地目「畑」、49,556.73 m²、さんから さんへの3条売買です。10a当り、2,000円、総額100,000円です。市転出によりこれまで 近辺の畑を に貸借していましたが、高齢とともに遠隔地農地の維持管理困難なことから、借主の さんに売却するものです。併せて 丁目奥の農地についても売却するものです。</p> <p>3番、江部乙町 番 、地目「畑」、8,872 m²、さんと さんの3条売買です。10a当り、16,900円、総額150,000円です。相続によりこれまで さんに賃貸借していましたが、高齢とともに遠隔地農地の維持管理困難なことから、借主の さんに売却するものです。</p>

	<p>4番、南滝の川 番 他 34筆、「田」135,817.63㎡、「畑」2,817㎡、さんとさんの10年使用貸借です。さんが認定農業者となり、経営移譲したことから農地の耕作を譲渡するものです。さんは引退するわけではなく引き続き農業に携わります。</p> <p>5番、西滝川 番 の内他36筆、「田」163,597.75㎡、「畑」12,739㎡、さんとさんの10年使用貸借です。さんが認定農業者となり、経営移譲したことからこれまでさんが経営移譲で耕作していた父、さんの農地をさんが引き継いで耕作するものです。</p> <p>6番、江部乙町 番 地先、地目「田」、面積2,250.02㎡、からさんへ占有地の賃貸借で賃貸料は18,000円です。(10aあたり約8,000円)。占用地の貸借権の設定です。</p> <p>以上、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議 長 各 委 員 議 長</p>	<p>説明が終わりました。質疑意見を求めます。</p> <p>(なしの声あり)</p> <p>なしということで質疑意見を終了いたします。</p>
<p>各 委 員 議 長</p>	<p>議案第2号について、原案のとおり可とすることでよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>議案第2号について、原案のとおり決定とします。</p>
<p>説 明 員</p>	<p>議事日程8番、議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について事務局に説明を求めます。</p> <p>議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について説明いたします。今月は所有権移転2件です。</p> <p>1番、二の坂町東 丁目 番 号、現況は「宅地」、申請者はさん。転用面積1577㎡。第1種住居地域です。</p> <p>転用目的は宅地としてです。</p> <p>既存倉庫と住宅部分をあわせての地目変更を行いたいことから申請となったものです。</p> <p>別添3号参考資料に概要を、議案3号備考欄に工期を記載しておりますのでお目通し願います。</p>

	<p>2番、北滝の川 番地、現況は「畑」、申請者は さん。転用面積1348 m²。農用地区域です。</p> <p>転用目的は農業用格納庫としてです。</p> <p>既存倉庫の登記地目が「畑」になっていることから、今回の新設にあわせ、既存の整理も行うことを目的として申請となったものです。</p> <p>別添3号参考資料に概要を記載し、議案3号備考欄に工期を記載しておりますのでお目通し願います。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願います。</p>
議 長	説明が終わりました。質疑意見を求めます。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	なしということで質疑意見を終了いたします。
各 委 員	議案第2号について、原案のとおり可とすることによろしいですか。
議 長	(異議なしの声あり)
各 委 員	議案第3号について、原案のとおり決定とします。
議 長	議事日程9番、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について事務局に説明を求めます。
説 明 員	議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明いたします。今月は所有権移転3件です。
	<p>1番、東町 丁目 番 、現況地目「畑」、譲渡人 さん他2名、譲受人 さん。転用面積309 m²。第1種中高層住居専用地域です。</p> <p>転用目的は、一般住宅の建築です。</p> <p>別添3号参考資料に施設の概要を、議案4号備考欄に工期を記載しておりますのでお目通し願います。</p>
	<p>2番、幸町 丁目 番 、現況地目「畑」、譲渡人 さん、譲受人 さん。転用面積261 m²。第2種中高層住居専用地域です。</p> <p>転用目的は、駐車場及び雪捨て場です。</p> <p>別添3号参考資料に施設の概要を、議案4号備考欄に工期を記載しておりますのでお目通し願います。</p>

	<p>3番、江部乙町 番、現況地目「田」、譲渡人 さん、譲受人 さん。転用面積 1632 m²。農用地区域です。</p> <p>転用目的は、農業用格納庫としてです。</p> <p>別添3号参考資料に施設の概要を、議案4号備考欄に工期を記載しておりますのでお目通し願います。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願います。</p>
議長	説明が終わりました。質疑意見を求めます。
各委員	(なしの声あり)
議長	なしということで質疑意見を終了いたします。
各委員	議案第4号について、原案のとおり可とすることよろしいですか。
各委員	(異議なしの声あり)
議長	議案第4号について、原案のとおり決定とします。
	<p>議事日程10番、議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について事務局に説明を求めます。</p>
説明員	<p>議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について説明いたします。今月は、貸借権設定が34件、所有権移転が3件です。1番、2番、北滝の川 番の内他2筆、地目「田」、21,058 m²、 さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は3年間、10a当りの賃借料は、6,000円です。 さんの農業廃業に伴う新規耕作です。</p> <p>3番、4番、江部乙町 番の内他4筆、地目「田」、27,410.79 m²、 さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は3年間10a当りの賃借料は、5,000円です。1番、2番と同様です。</p> <p>5番、6番、江部乙町 番 他3筆、地目「田」、21,738 m²、「畑」、803 m²、 さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は5年間、10a当りの賃借料は、田11,500円、畑3,000円です。 さんから さんへの経営移譲に伴う農地の賃貸借です。</p>

7番、8番、江部乙町 番 の内他 22筆、地目「田」3,940㎡、「畑」、74,315㎡、さんから北海道農業公社を転貸してさん、期間は5年間、10a当りの賃借料は、使用貸借により0円です。

これまでさんが耕作していましたが、傷病により耕作することができなくなったことにより近隣耕作者のさんが受けることとなったものです。

9番、10番、江部乙町 3894番 58の内、地目「畑」、14,000㎡、さんから北海道農業公社を転貸してさん、期間は10年間、10a当りの賃借料は、2,000円です。さんの老齢による規模縮小に伴い近隣耕作者のさんが引き受けるものです。

11番から34番までは農用地利用集積計画の期間満了に伴い、中間管理事業で引き続き貸借の更新を継続するものです。

11番、12番、江部乙町 番 他1筆、地目「畑」、16,224㎡、さんから北海道農業公社を転貸してさん、期間は10年間、10a当りの賃借料は、2,000円です。

13番、14番、江部乙町東 丁目 番 他1筆、地目「畑」、15,363㎡、さんから北海道農業公社を転貸してさん、期間は10年間、10a当りの賃借料は、2,000円です。

15番、16番、東町 番 他2筆、地目「田」、22,641㎡、さんから北海道農業公社を転貸してさん、期間は6年間、10a当りの賃借料は、11,000円です。

17番、18番、東町 番 、地目「田」、4,681㎡、さんから北海道農業公社を転貸してさん、期間は6年間、10a当りの賃借料は、11,000円です。

19番、20番、東町 番 の内、地目「田」、219㎡、さんから北海道農業公社を転貸してさん、期間は6年間、10a当りの賃借料は、11,000円です。

21番、22番、江部乙町 番 、地目「田」、22,259㎡、さんから北海道農業公社を転貸してさん、期間は1年間、10a当りの賃借料

議 長	<p>は、11,500 円です。1 年になっているのは来年、別途 さんと相談するためです。</p> <p>23 番、24 番、江部乙町 番 、地目「田」、4,700 m²、 さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は5年間、10a 当りの賃借料は、10,000 円です。</p> <p>25 番、26 番、江部乙町 番 、地目「田」、4,308 m²、 さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は5年間、10a 当りの賃借料は、10,000 円です。</p> <p>27 番、28 番、江部乙町 番 、地目「田」、39,463 m²、 さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は5年間、10a 当りの賃借料は、10,000 円です。</p> <p>29 番、30 番、江部乙町 番 他3筆、地目「田」4,079 m²、「畑」、14,162 m²、 さんから北海道農業公社を転貸して 、期間は5年間、10a 当りの賃借料は、「田」10,000 円、「畑」2,000 円です。</p> <p>31 番、32 番、江部乙町 番 他1筆、地目「畑」、9,616 m²、 さんから北海道農業公社を転貸して 、期間は5年間、10a 当りの賃借料は、「畑」2,000 円です。</p> <p>33 番、34 番、江部乙町 番 他1筆、地目「田」、9,616 m²、 さんから北海道農業公社を転貸して 、期間は5年間、10a 当りの賃借料は、「田」10,000 円です。</p> <p>次に所有権移転になります。</p> <p>35 番、36 番は、後ほどあっせん常任委員より説明を行いますので、先に37 番、江部乙町 番 他6筆、「田」面積38,781 m²、「畑」966 m²、 さんから北海道農業公社への所有権移転です。先月の議案第5号により譲受人の さんが新規就農により、譲渡した農地の早期の購入が困難なことから農地保有合理化事業を活用し、北海道農業公社が買い上げるものです。売買価格は、14,397,000 円、10a 当り「田」370,000 円、「畑」50,000 円です。以上で説明を終わります。</p> <p>所有権移転申請番号 35 番から 36 番について、江部乙東地区あっせん</p>
-----	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

上田副委員長	<p>常任委員会上田副委員長から説明をお願いします。</p> <p>申請番号 36 番、37 番、さんから滝川市江部乙町 番外 5 筆、田 30,292.00 m²、畑 5,412.00 m²の売渡あっせん申出が令和 7 年 12 月 1 日にありましたので、2-2 農事組合に農地あっせんの申出通知をしたところ、さんから買受の申出がありましたことから、江部乙東地区あっせん常任委員会を 1 月 9 日 9 時 00 分市役所 4 階 401 会議室で開催しました。</p> <p>出席者は、売手さん、買手さん、委員は江部乙東地区委員 7 名と事務局の出席であっせんを行いました。あっせんは成立となりました。</p> <p>あっせんの結果内容は、面積、田 30,292.00 m²が 15 万円、畑 5,412.00 m²が 5 万円、総額が 4,814 千円となりました。以上あっせんとなりましたので報告します。</p>
議長	<p>説明が終わりました。先に議案 5 号賃借権設定申請番号 1 番から 4 番除く 33 件の質疑意見を求めます。</p>
各委員	<p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>質疑、意見を終了いたします。賃借権設定申請番号 1 番から 4 番を除く 33 件について、許可申請は許可相当とすることで、よろしいですか。</p>
各委員	<p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>賃借権設定申請番号 1 番から 4 番を除く 33 件について、原案のとおり決定といたします。</p> <p>次に議案 5 号賃借権設定申請番号 1 番から 2 番については、農業委員会法第 31 条に基づき、委員の退席をお願いします。</p> <p>(退出 16:26)</p> <p>賃借権設定申請番号 1 番から 2 番についての質疑、意見を求めます。</p>
各委員	<p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>質疑意見を終了します。賃借権設定申請番号 1 番から 2 番について許可申請は許可相当とすることで、よろしいですか。</p>
各委員	<p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>議案第 4 号賃借権設定申請番号 1 番から 2 番については原案のとおり</p>

議 長	決定いたします。
	委員の入室をお願いします。(入室 16:27)
	次に議案4号賃借権設定申請番号3番から4番については、農業委員会法第31条に基づき、委員の退席をお願いします。
	(退出 16:28)
	賃借権設定申請番号3番から4番についての質疑、意見を求めます。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑意見を終了します。賃借権設定申請番号1番から2番について許可申請は許可相当とすることで、よろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第4号賃借権設定申請番号3番から4番については原案のとおり決定いたします。
	委員の入室をお願いします。(入室 16:29)
	滝川市農業委員会の委員の募集について所管であります農政課より説明をお願いします。
説 明 員	前回の農業委員の任期が今年の7月29日で満了するので、募集を行います。
	募集内容は、募集人数は16名、任期は令和8年7月30日から令和11年7月29日の3年間となります。
	身分は、滝川市特別職の非常勤職員となります。
	報酬は、月額36,000円。
	周知方法は、広報3月号、農業委員会だより3月号、滝川市公式ホームページに掲載して周知を行います。
	受付期間、令和8年4月1日水曜日から令和8年4月28日火曜日までの28日間。平日の午前8時30分から午後5時15分までに提出いただきます。
	申込書等の入手場所は、市役所庁舎4階の農政課、江部乙支所、市役所庁舎4階の農業委員会事務局、滝川市公式ホームページからもダウンロードできます。

説 明 員	<p>滝川市農業委員会委員候補者評価会議は、募集人数が16人を超えた場合に任命予定者を決定する会議になります。</p>
	<p>6月開催の第2回市議会定例会において議会の同意を得て、7月下旬か8月上旬に新しい委員が決定されます。</p>
	<p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>募集内容について質問ありますか。</p>
各 委 員	<p>(なしの声あり)</p>
議 長	<p>このような方法で皆様のご協力よろしく申し上げます。</p>
	<p>それではその他団体推薦の委員さんから連絡事項等ありましたらお願いいたします。</p>
	<p>(各推薦委員から事務連絡あり)</p>
	<p>その他、事務局からお願いいたします。</p>
説 明 員	<p>(行事日程について資料に基づき報告)</p>
議 長	<p>第32回総会は2月26日14時00分からで決定します。</p>
	<p>以上をもちまして、第30回滝川市農業委員会総会を閉会いたします。</p>
	<p>皆様ご苦労さまでした。(16:45)</p>